

令和5・6年度

## 物品購入等競争入札参加資格審査申請の手引き

羽 幌 町

## 目次

第1	資格の有効期間	2
第2	資格審査基準日	2
第3	申請の受付	2
1	申請受付期間	2
2	申請書提出先	2
第4	資格要件	2～3
第5	提出書類等	3
第6	資格審査等	3
1	資格審査	3
2	資格の消滅	3
第7	変更審査申請及び変更届	3～4
第8	事業廃止届	4
第9	特定関係に関する調書	4
第10	その他	4
	競争入札参加資格申請に必要な書類	別紙1
	申請内容に変更があった場合に提出が必要な書類	別紙2
	業種別分類表	別紙3

この申請手続きは、羽幌町が発注する物品の購入契約、印刷物の製造請負契約、物品の賃貸借契約、各種業務委託契約、物品の買受契約に係る競争入札（以下「競争入札」という。）に参加できるかどうかの資格をあらかじめ審査するために、入札への参加を希望する事業者から必要書類を提出してもらうものです。

審査の結果、入札参加資格者になりますと羽幌町の「物品の購入等競争入札参加資格者名簿」に登録されますが、期間中必ずしも入札に参加ができるとは限りませんのでご了承ください。

## 第1 資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日（令和5～6年度）

## 第2 資格審査基準日

令和5年1月1日現在

※令和5年4月1日以降に申請の場合は、申請日

## 第3 申請の受付

### 1 申請受付期間

令和5年1月10日～令和5年2月15日（土・日曜日、祝日を除く）

午前 9時00分～12時00分

午後 1時00分～ 4時00分

※ 上記の申請受付期間が過ぎた後においても随時受け付けますが、4月以降の有効期間は資格決定の日から令和7年3月31日までとなります。なお、その場合の審査基準日は、申請日としてください。

### 2 申請書提出先

〒078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1

羽幌町役場 財務課経理係

電話 0164-68-7001

※ 申請書類を郵送等によって提出する場合は、書類の不備及び記載漏れ等にご注意ください。

## 第4 資格要件

競争入札参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

(1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないものであること。

① 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）

② 破産者で復権を得ない者

(2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札等への参加を排除されている者でないこと。

(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。）が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないもの

- (4) 羽幌町税（羽幌町に納入義務があるもののみ。）、消費税及び地方消費税を滞納していないもの
- (5) 営業に関し、法令に基づく許可、免許及び登録等を受けているもの
- (6) 営業年数が1年以上のもの
- (7) 令和4年1月1日から同年12月31日までの間に申請を行う事業（別紙3「業種別分類表」の大分類の単位）に係る売上高を有しているもの

## 第5 提出書類等

競争入札参加資格審査の申請に必要な提出書類は別紙1のとおりです。

## 第6 資格審査等

### 1 資格審査

- (1) 申請時に入札参加資格、営業種目等の要件、申請書及び添付書類の記載内容等について審査します。
- (2) 申請書及び添付書類等に不備があった場合、訂正又は再提出を指示することがあります。
- (3) 申請書類等の訂正又は再提出の指示後、特別の事情がなく訂正又は再提出がされない場合は「申請不受理」の取扱いとする場合があります。
- (4) 資格審査結果の通知は、「物品購入等競争入札参加資格審査結果通知書」により申請者（受任者がある場合は受任者）へ送付します。

### 2 資格の消滅

資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格者の資格は消滅するものとします。

- (1) 第4に定める資格要件を欠くに至ったとき。
- (2) 資格申請を行っている業種に関し必要な許可、免許、登録等を有しないこととなったとき。
- (3) 資格申請（変更に関する届出を含む。）において、虚偽の記載をしたことが判明したとき。

## 第7 変更審査申請及び変更届

- (1) 変更審査申請書（第4号様式その1）又は関係事項変更届（第4号様式その2）の提出が必要な変更事由
  - ① 物品購入等競争入札参加資格変更審査申請書の提出が必要な場合
    - イ) 資格者の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により移転した場合
    - ロ) 中小企業組合等がその構成員を変更した場合（企業組合及び協業組合を除く中小企業組合等にあつては、変更した構成員が競争入札参加資格者である組合員のときに限る。）
  - ② 物品購入等競争入札参加資格関係事項変更届の提出が必要な場合
    - イ) 住所（本店）、商号又は名称、法人の代表者氏名、資本金、組織、支店等の名称、主たる事業又は営業に必要な許可等を変更した場合
    - ロ) 希望する分類を追加する場合（ただし、別紙3「業種別分類表」の「1 物品の購入」の資格者が「2 印刷物の製造」や「3 物品の賃貸借」に係る分類を追加するなど、資格の種類追加が必要となる場合には、新たに資格審査申請を要しますのでご注意ください。）

(2) 提出書類

資格の有効期間内に、申請内容に変更があった場合に提出が必要な書類は、別紙2のとおりです。

**第8 事業廃止届**

資格者が資格の有効期間内に事業を廃止したときは、事業廃止届（第5号様式）を、速やかに提出してください。

**第9 特定関係に関する調書**

「羽幌町特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準」により、一定の資本関係又は人的関係にある資格者同士の同一入札への参加は認められませんので、特定関係の有無を確認するため、（別記様式）**特定関係に関する調書の提出**が必要になります。

なお、調書は特定関係（資本関係・人的関係）の有無に関わらず、**すべての申請者が提出してください。**該当がない場合には、調書の「1 資本関係又は人的関係」の欄の「なし」に○印を記入してください。この場合、2及び3の欄に記入する必要はありません。

また、特定関係にある他の資格者で、記入の対象となるのは、当町の競争入札参加資格者名簿に登載されている者に限ります。

**※ この調書を提出後、新たな資本関係又は人的関係が生じ、記載内容に変更があった場合には、その都度、調書の提出が必要になります。**

<参考>

次のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

(1) 資本関係

- ① 親会社等と子会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合  
ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更正会社である場合は除く。
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ① 複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人

**第10 その他**

政令第167条の2及び羽幌町契約規則第21条の規定に基づき、随意契約をしようとする場合においても、本登録名簿を参考に見積合わせ等を執行することになります。